

第5章 侵入プログラム関連規制

5. 1 侵入プログラム関連規制

平成26年(2014年)9月15日の法令改正により、侵入プログラム(Intrusion Software)に関する貨物や技術の規制が規定されました。

貨物等省令

貨物等省令第7条第五号

電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であって、侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたもの

貨物等省令第20条第1項第二号

前号に掲げるもののほか、第7条各号に該当する貨物の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

貨物等省令第20条第1項第五号

第三号に掲げるもののほか、第7条各号に該当する貨物を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)

貨物等省令第20条第1項第六号

第7条に該当するものの使用に必要な技術(プログラムを除く。)

貨物等省令第20条第2項第六号

侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)

貨物等省令第20条第2項第七号

侵入プログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)